

(別紙様式6)

役員又は職員の構成についての確認書

平成30年9月28日

内閣総理大臣 殿

一般財団法人 都大阪休眠預金等活用団体

出口 正之

当法人は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第20条第1項の規定により、指定の申請をするに際し、下記事項について確認しました。

記

指定活用団体に指定された後の当法人の役員又は職員の構成が、以下の要件に該当し、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

- (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
- (2) 他の同一の団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
- (3) 職員が特定の団体の出身者に偏らないこと。

※記入上の注意点

指定活用団体に指定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を法人において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所にて10年間保存してください。

(別紙様式6)

役員又は職員の構成についての確認書

平成30年9月28日

内閣総理大臣 殿

一般財団法人 京都府民都大阪休眠預金等活用団体

出口 正之

当法人は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第20条第1項の規定により、指定の申請をするに際し、下記事項について確認しました。

記

指定活用団体に指定された後の当法人の役員又は職員の構成が、以下の要件に該当し、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

- (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
- (2) 他の同一の団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
- (3) 職員が特定の団体の出身者に偏らないこと。

※記入上の注意点

指定活用団体に指定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を法人において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。